

“認知症と口腔機能”誌2次出版について Ver 2025 1101

“認知症と口腔機能”誌では、International Committee of Medical Journal Editors のガイドライン*に従った上で、secondary publication を容認しています。

*このガイドラインはホームページの Uniform Requirements for Manuscript Submitted to

Biomedical Journals: Writing and Editing for Biomedical Publication (III.D.3 Acceptable Secondary Publication) で閲覧することができます。

さらに、“二重投稿・二重出版に関する判断基準と取り扱い(日本小児科学会)”

http://www.jpeds.or.jp/modules/publications/index.php?content_id=72 など参照ください。

他誌掲載論文の和(英)文化による“認知症と口腔機能”誌掲載

1. 他誌に掲載された論文を著者が和(英)文化して“認知症と口腔機能”誌に投稿する場合、secondary publication (二次出版)として受け付けるものとする。
2. ただし、“secondary publication”の原稿は下記の条件を満たす必要がある。
 - 1) 投稿に際しては、元論文が CC ライセンスを持たない場合、最初に掲載された論文の著作権者(通常は出版社)による翻訳論文の出版許可証および全著者の同意書を必要とする。また、当該論文リプリントを提出しなければならない。
 - 2) 和(英)文化された論文のタイトルには、他誌に掲載された論文の二次出版であることを副題として明記する。
 - 3) 和(英)文化された論文は、元論文が CC-BY 単独或いは CC-BY-NC ライセンスを持たない場合や如何なる CC ライセンスも持たない場合は、元論文に掲載された論文のデータならびに解釈を忠実に反映していなければならない。執筆者の追加・変更、図表および内容の追加・修正を認めない。そのため、表題や抄録の文字数や本文の頁数制限はない。また、和文化された論文の英文抄録は原著英文論文の著作権にかかるため、省略するものとする。
 - 4) 論文の title page の footnote に、他誌に掲載された論文の和(英)文化であることを記載し、元論文を引用表記しなければならない。
 - 5) CC-BY 単独表記或いは CC-BY-NC のライセンスを持つ論文の場合は、著作権者が著者自身であるので、上記の著作権者の許可証は不要で、論文の title page の footnote に、著作権者のマーク(© 年及び著者名)を表示し、元論文を引用表記し、同論文の和(英)文化であることを明記する。表題や抄録の文字数には本誌の字数制限が適用され、論文全体の刷り上がり頁数も原則として 10 頁以内とする。

- 6) CC-BY 単独表記或いは CC-BY-NC のライセンスを持つ論文の場合は、元論文の内容の改変は自由であるが、改変した場合には、本研究会誌の規定に従い再査読をおこなう。
- 7) 原著論文中に利益相反申告の記載がある場合は、本誌への投稿にあたり新たなる利益相反申告をおこなう必要はない。